

平成 28 年 6 月 8 日

お客様各位

サン・キャピタル・マネジメント株式会社
代表取締役社長 前田 利和

弊社に対する業務改善命令について

弊社は、平成 28 年 5 月 31 日に近畿財務局から金融商品取引法第 38 条 8 号に基づく金融商品取引業に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号の規定に違反する事実が認められたことから、同法第 51 条の規定に基づき業務改善命令を受けましたのでお知らせ申し上げます。

この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、問題点の改善、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取組み、役職員一同が一丸となって、法令遵守意識の再徹底を含む再発防止に努めて参る所存でございます。

記

【行政処分の内容】

業務改善命令

1. 顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うなど、投資家保護に万全の措置を講ずること。
2. 金融商品取引業務を適切に行うための態勢を整備するなど、再発防止策を策定し実施すること。
3. 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
4. 上記の対応・実施状況について平成 28 年 6 月 30 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

以上